

総務部 税務課

《自主財源の確保》
「県税収入の確保対策等」



ミラユイちゃん

総務部税務課令和8年1月30日（金）



ミラマルくん

◎租税のあらまし

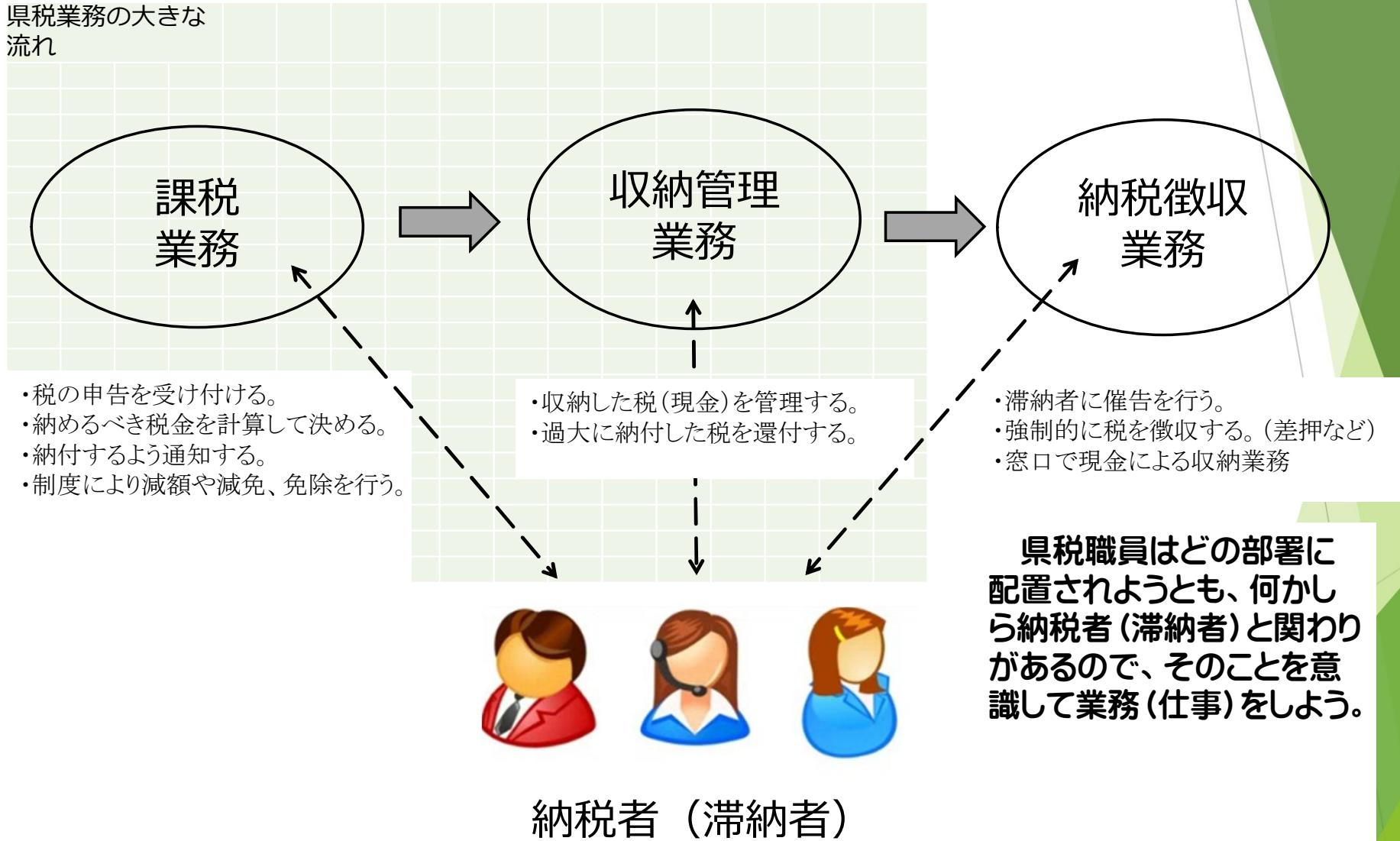
税の役割

- ・県の仕事は、私たちの日常生活に様々な関わりを持っています。
- ・県は、地域社会に密着した教育、保健衛生、上下水道、警察など福祉や生活環境を中心とした仕事を分担しており、これら「公共の仕事」に必要な経費を、県民は、「税金」という形で負担しています。
- ・憲法第30条でも「国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負う」と定め、国や地方自治体の事業運営経費の確保のため、広く国民に納税の義務が課せられていることを明らかにしています。
- ・税金とは、「社会の一員として暮らしていくうえでの会費」のようなものであり、地方税は、地方団体が住民の要望に応えた行政サービスを提供するための重要な財源となります。
- ・県は、税の重要性を認識しながら行政運営を行っていくことが大切です。



美らゆいちゃん

県税業務の大きな流れ



県税に関する組織（概要1）

知事
(税務課)

適正かつ統一的な賦課徴収業務を行うための調整役・とりまとめ役

うーまくん



名護県税事務所

コザ県税事務所

那覇県税事務所

自動車税事務所

宮古事務所県税課

八重山事務所県税課

各県税事務所や県税課は賦課徴収権限を持った組織。（知事から権限を委任されている。）

それぞれの組織单位で課税や徴収における判断を行うと共に事務を執行する。

取扱いの判断や事務の執行について、統一された見解を行う。

県税に関する組織（概要2）

各事務所 共通業務

- ①名護県税事務所 ②コザ県税事務所 ③那覇県税事務所 (地域総括の下の4班)
④宮古事務所県税課 ⑤八重山事務所県税課

- ・個人事業税、不動産取得税（原始、承継）、個人県民税、ゴルフ場利用税、狩猟税
- ・免税軽油
- ・管理業務（収納処理、隨時還付）
- ・納税業務（督促、一般税・自動車税の滞納整理、個人県民税徴収対策、納税証明書、県税窓口収納）

※那覇県税事務所、コザ県税事務所及び自動車税事務所の3事務所においては、令和3年2月より、窓口業務の民間委託が導入されている。

※窓口業務委託と併せて、那覇県税事務所に隣接する場所に、全税目に対応する沖縄県税コールセンター（098-943-5021）を開設している。



県税に関する組織（概要3）

自動車税事務所

（自動車税事務所が行っている主な業務）

- ① 自動車税(種別割) (定期課税、Yナンバー証紙徴収)
- ② 自動車税(種別割) (隨時課税・月割り)
- ③ 自動車税(環境性能割) (普通乗用車、軽自動車)
- ④ 自動車税に関する各種減免手続き
- ⑤ 自動車税に関する収納処理、督促、還付
- ⑥ 自動車税(種別割)の滞納整理

※ 沖縄本島における自動車税(種別割)の定期課税業務は、組織再編により、令和3年4月から

名護県税事務所、コザ県税事務所、那覇県税事務所及び自動車税事務所の4事務所で分担して
所管している。（自動車税事務所の所管区域は、宜野湾市、北谷町及び浦添市）

※ 宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課は、自動車税に関する業務について、自動車税
事務所と同様の業務を所管している。



県税に関する組織（概要4）

那覇県税事務所（広域業務担当部門）

那覇県税事務所のみが行っている業務（＝広域総括の下の5つの班が所掌）

1 収納管理班

- ・領収済通知書の整理
- ・定期還付に関する業務
- ・地方消費税
- ・県たばこ税

2 法人班

- ・法人三税（法人県民税、法人事業税、特別法人事業税）
- ・金融三税（県民税利子割、配当割、株式譲渡割）

3 軽油調査課税班

- ・軽油引取税に係る課税業務（免税軽油業務を除く）
- ・軽油引取税に係る犯則取締、輸入軽油対策に関する業務
- ・石油価格調整税
- ・産業廃棄物税
- ・鉱区税

4 不動産評価班

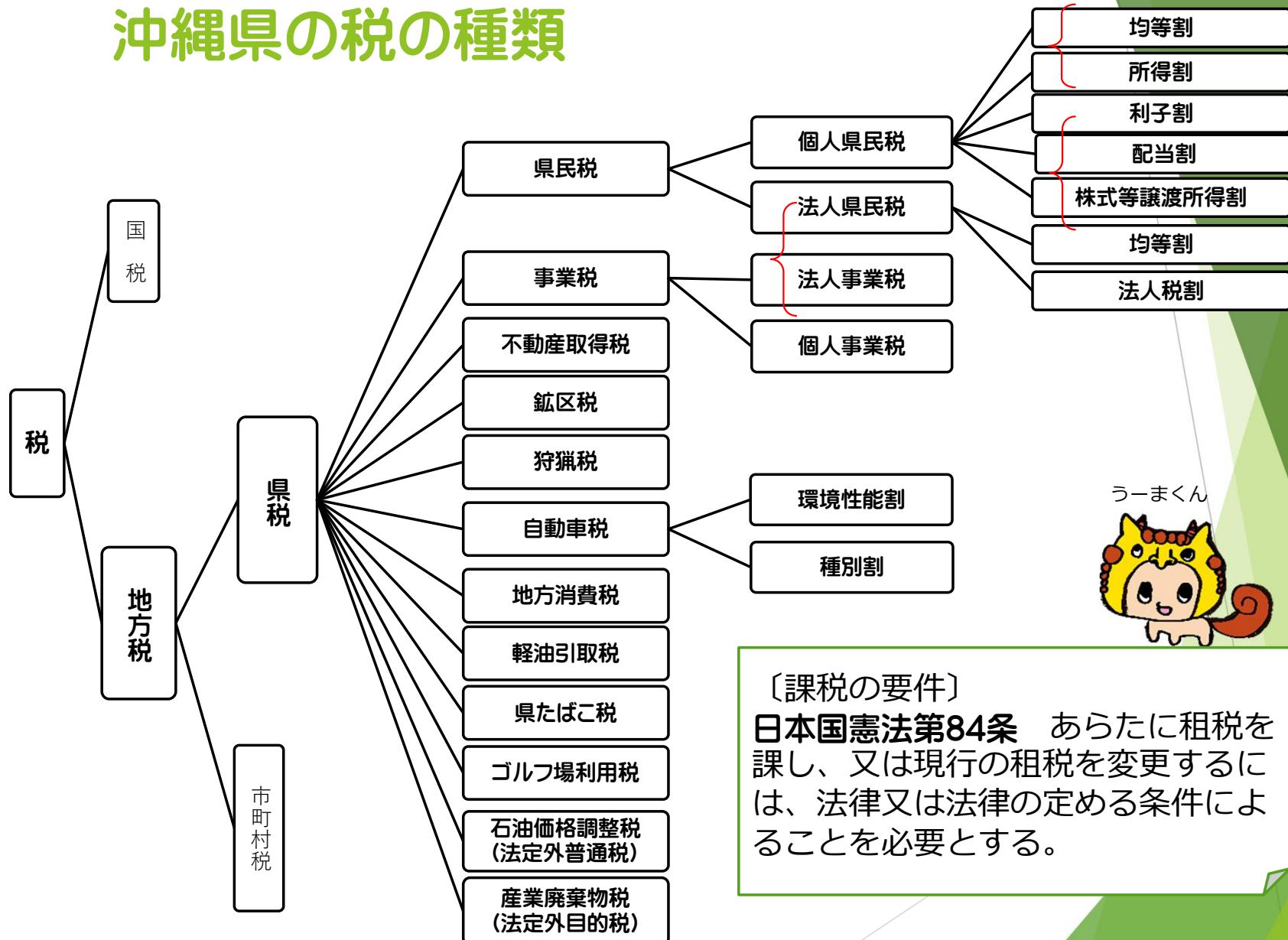
- ・不動産評価業務

5 特別滞納整理班

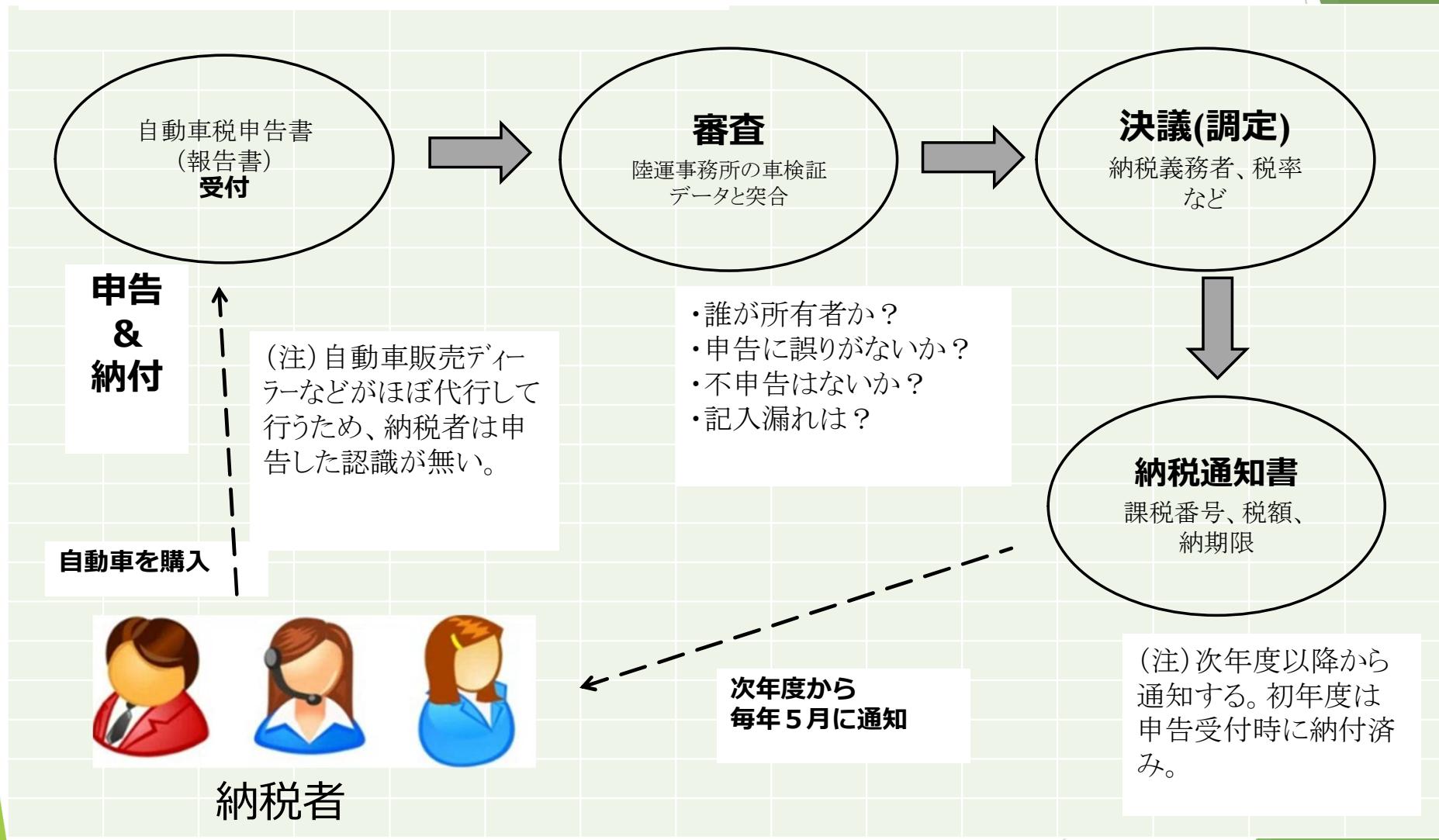
- ・高額・困難ケースの滞納整理
- ・各県税事務所納税担当班に対する技術的指導



沖縄県の税の種類



自動車税(環境性能割・種別割)の課税業務の流れ



課税業務の一例

那覇県税 不動産評価班

沖縄県内の500m²以上の建物の課税標準額を定める評価業務を行っている。

評価の事例

- ・那覇空港ターミナル

旅客ターミナル 162,000m²

貨物ターミナル 44,000m²



- ・イーアス沖縄豊崎 135,000m²

- ▶ (駐車場を含む)



那覇県税 軽油調査課税班

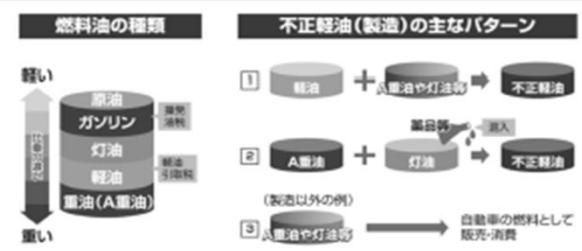
- ▶ 定期的に軽油の抜取調査を実施し、軽油の分析・不正軽油が発覚した場合には、適正に税を課す。



① 不正軽油の概要

不正軽油とは？

- 主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- 不正軽油の流通は、公正な市場競争を阻害します。



●不正軽油等に対する罰則

脱税に関する罪	懲役 10年以下	罰金 1000万円以下
製造の承認を受ける義務に関する罪	懲役 10年以下	罰金 法人重科 1000万円以下 3億円以下
不正軽油の製造に要する資金・土地・建物・機械・原材料・薬品等の提供又は運搬に関する罪	懲役 7年以下	罰金 法人重科 700万円以下 2億円以下
不正軽油の運搬、保管、取得又は処分の媒介若しくは斡旋に関する罪	懲役 3年以下	罰金 法人重科 300万円以下 1億円以下

納税業務の一例

特別滞納整理班

高額・困難ケースの滞納整理

- ▶ ・ 捜索
- ▶ ・ タイヤロック
- ▶ ・ 預金差押
- ▶ ・ インターネット公売
- ▶ ・ などなど



タイヤロック



イメージ図 臨戸

個人県民税徴収対策

- ・ 市町村併任及び巡回相談
- ・ 市町村合同公売会の実施
(動産・不動産)



インターネット公売



国税徴収法
第百四十二条第一項

徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物
又は住居その他の場所につき捜索することができる。

特徴的な人事制度＆人材育成の研修等



○税務に係るエキスパート職員の育成

県税の賦課徵収に関する事務を適正に執行し、地方税法をはじめとする複雑な税制度に精通し、徴税吏員としての専門的な知識と的確な事務処理能力を有する人材を育成するため、税務エキスパート職員育成制度がある。



研修制度及び担当者会議等による人材育成

- ・税務初任者研修（4月中旬実施）
- ・地方税法総則及び滞納整理の実務研修会（6月上旬）
- ・管理監督者向け研修会（7月中旬）
- ・自主財源確保対策研修会（11月中旬）
- ・自治大学校税務専門課程税務・徵収コース研修
- ・課税班・管理電算班

各税目毎に担当者会議開催

- ・その他 県外研修及び九州ブロック会議 等